

## 菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響下における物価の高騰により事業活動に支障が生じている中小企業者等の事業活動の継続を図るため、中小企業者等物価高騰緊急対策事業を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金(以下「緊急対策補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則(平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者であって、市内に主たる事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 中小企業者等物価高騰緊急対策事業 物価の高騰に対応した適正な販売価格の形成又は経費の削減をするために、価格転嫁に関する取組又はコスト削減に関する取組のいずれかを行う事業をいう。
- (3) 価格転嫁に関する取組 取引先等への販売価格の値上げが困難である場合において、物価の高騰に対応した商品又はサービスの提供、新たな販路の開拓等により、物価高騰対策を行う取組をいう。
- (4) コスト削減に関する取組 製造方法、販売方法等の業務効率化又は省エネ対応機器の導入により、費用の削減を行う取組をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱における緊急対策補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日時点で事業主又は役員、従業員若しくは専従者のうち1人以上が事業所等において業務に従事していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じていること。
- (3) 令和3年12月31日時点で事業を営んでおり、市内で今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 令和4年度に静岡県が実施する中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付要綱(令和4年静岡県告示第688号の4)に基づく補助金(以下「県補助金」という。)の交付決定及び交付確定を受けていること。
- (5) 市税に滞納がないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けていない者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再

生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

(9) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業を行う者であること。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行わない者であること。

(11) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

（補助対象経費及び緊急対策補助金の額）

第4条 緊急対策補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金の交付決定及び交付確定を受けた中小企業者等物価高騰緊急対策事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、県補助金を除く補助金、交付金等の交付を受けたもの又は受けようとするものにあつては、補助対象経費から当該補助金、交付金等の額を控除するものとする。

費目	補助対象経費
機械装置等導入費	機械、装置又は備品の購入、利用又は借用に要する経費（ソフトウェアに係る経費を含む。）
広報費	価格転嫁に関する取組又はコスト削減に関する取組の広報に要する経費
展示会等出展費	展示会、商談会等への出展、参加等に要する経費
外注工事費	省エネルギーを目的とした工事に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

(1) 機械装置等導入費のうち、次に掲げる経費

ア 車両、スマートフォン、テレビ、土地及び不動産の購入費又は賃借料（家賃、駐車場代等を含む。）

イ 従業員等の福利厚生向上のための設備等の導入費

(2) 広報費のうち、次に掲げる経費

ア 法人名、事業所名等を広告することを主たる目的とする看板製作等に要する経費

イ 求人広告費

(3) 展示会等出展費のうち、次に掲げる経費

ア 旅費及び宿泊費

イ 販売を主たる目的とする展示会、商談会等への出展、参加等に要する経費

(4) その他市長が別に定める経費

3 緊急対策補助金の額は、補助対象経費の合計額の6分の1以内とし、12万5,000円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 緊急対策補助金の交付を申請しようとする中小企業者等(以下「申請者」という。)は、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 県補助金の交付申請書、交付申請書の添付書類及び事業計画書の写し
- (5) 県補助金の補助金交付決定通知書及び補助金交付確定通知書の写し又は補助金交付決定及び確定通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書等は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付の決定及び確定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、緊急対策補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付決定及び確定通知書(様式第5号。以下「交付決定及び確定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、緊急対策補助金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、緊急対策補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 緊急対策補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を緊急対策補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(請求の手續)

第8条 交付決定及び確定通知を受領した申請者が当該補助金の交付の請求を行おうとするときは、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付請求書(様式第6号)

を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定及び確定通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(緊急対策補助金の交付の決定等の取消しの通知)

第9条 市長は、規則第14条第1項の規定により、緊急対策補助金の交付の決定等を取り消した場合は、その旨を菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付決定等取消通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

(緊急対策補助金の返還請求)

第10条 市長は、規則第15条第1項の規定により、緊急対策補助金の返還をさせる場合は、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金返還請求書(様式第8号)により、緊急対策補助金の返還の請求をするものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う緊急対策補助金の返還 前号の申請をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況について令和5年5月31日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、緊急対策補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所  
申込者 事業所名称  
代表者氏名  
電話番号  
担当者氏名

年度において中小企業者等物価高騰緊急対策事業を実施したので、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円  
（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）  
円 - 円 = 円  
口座振込先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人（カナ）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

2 同意事項

私は、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金の交付申請に当たり、以下の事項に同意します。

- (1) 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があつた場合は、これに応じること。また、書類の不備等があり、必要書類の提出又は関係書類の補正等に応じない場合や連絡が取れない場合が1週間以上続いたときは、不交付決定となること。
- (2) 市税の納付状況について、調査を受けること。
- (3) 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて提供すること。

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
事業実績書

年 月 日

1 申請者の概要

2 事業概要

3 事業完了年月日 年 月 日

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
収支決算書

年 月 日

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計		

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
誓約書

私は、菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。また、この誓約に反していることが判明した場合は、補助金の申請の取り下げ、補助金の返還等に応じるとともに、不正受給が明らかとなった場合には、当方の事業者名、屋号・雅号、氏名等の情報が公表され、加算金及び延滞金を支払うことに同意します。また、誓約に反したことにより、生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 1 第3条各号の交付の対象となる者の要件を全て満たしています。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 補助金の申請に当たり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 3 申請した経費について、国、都道府県及び市町村の補助金（静岡県中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金を除く。）、給付金等を申請、受給等している経費には該当しません。（例：事業再構築補助金等）
- 4 申請日時点で市内において事業を営んでおり、倒産又は廃業していません。また、本補助金の交付を受けた後も市内において事業を継続する意思があります。
- 5 取引内容が確認できる帳簿書類（日付、取引先、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等）及び通帳等の証拠書類を電磁記録等により5年間保存します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

（法人の場合）本店所在地／（個人の場合）住所

（法人の場合）法 人 名／（個人の場合）屋号

代表者役職・氏名

㊟

※誓約者は署名押印すること。



様式第5号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付決定及び確定通知書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

交付決定（確定）額 円

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所  
申込者 事業所名称  
代表者氏名  
電話番号  
担当者氏名

口座振込先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座 その他（ ）
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

(注) 法人その他の団体にあたっては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号による菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第8号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金返還請求書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額  | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日

様式第9号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
消費税等相当額報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所  
事業所名称  
代表者氏名  
電話番号  
担当者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた菊川市中小企業者等物  
価高騰緊急対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報  
告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名